

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

千葉県労働委員会だより

—公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします—

当委員会における平成31年及び令和元年中の活動状況は次のとおりでした。

不当労働行為の審査

使用者が不当労働行為を行ったとして、労働組合等が、労働委員会に対し、救済の申立てを行う制度です。

前年からの繰越し	取扱件数		終結状況					翌年への繰越し
	新規申立て	計	命令	却下	和解	取下げ	終結計	
1	2	3	0	1	0	0	1	2

- ・新規申立ては2件で、前年からの繰越し1件を含めた3件のうち1件が年内に終結し、2件は翌年への繰越しとなりました。
- ・当委員会では審査の期間の目標を1年3月以内としています。終結事件1件の処理期間は361日で、目標期間内に終結しました。

労働争議のあっせん

労働組合と使用者との間で生じた紛争の自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

前年からの繰越し	取扱件数		終結状況					翌年への繰越し
	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
0	1	1	1	0	0	0	1	0

- ・新規申請は1件で、年内に終結しました。
- ・終結した1件は、係属日数72日で解決しました。
- ・調整事項は、賃金等に関するものでした。

個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で生じた紛争の自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

前年からの繰越し	取扱件数		終結状況					翌年への繰越し
	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
9	19	28	12	14	1	0	27	1

- ・新規申請は19件で、前年からの繰越し9件を含めた28件のうち、27件が年内に終結し、1件は翌年への繰越しとなりました。
- ・終結した27件の係属日数は、最短14日、最長78日であり、平均は37日でした。
- ・終結状況は、解決が12件、打切りが14件、取下げが1件であり、主なあっせんを求める事項は、パワーハラスメント・嫌がらせや退職などとなっています。

千葉県労働委員会事務局 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735

千葉県労働委員会

検索